

資料 1

住宅改修費の算定上の留意事項

《設計及び積算の費用》

住宅改修の前提として行われた設計及び積算の費用については、住宅改修の費用として取り扱いますが、住宅改修を伴わない設計及び積算のみの費用については住宅改修費の支給対象外です。

《新築の場合》

住宅の新築は、住宅改修とは認められないので住宅改修費の支給対象とはなりません。

《増改築の場合》

新たに居室を設ける場合等は、住宅改修費の支給対象となりませんが、廊下の拡幅にあわせて手すりを取り付ける場合、便所の拡張に伴い和式便器から洋式便器に取り替える場合等は、それぞれ「手すりの取付け」、「洋式便器等への便器の取替え」に係る費用についてのみ住宅改修費の支給対象となります。

《住宅改修費の支給対象外の工事も併せて行われた場合》

住宅改修費の支給対象となる住宅改修に併せて支給対象外の工事も行われた場合は、対象部分の抽出、按分等により、住宅改修費の支給対象となる費用を算出し、工事費内訳書に算出方法を明示してください。

《被保険者自らが住宅改修を行った場合》

被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合には、材料の購入費は住宅改修費の支給対象になります。

この場合、「住宅改修に要した費用に係る領収証」は、材料を販売した者が発行したもので、これに添付する工事費内訳書として、使用した材料の内訳を記載した書類を本人又は家族等が作成してください。

なお、この場合であっても、事前相談時、事後相談時に必要な書類は業者が改修を行った場合と変更はありません。

材料の購入は、事前相談をした後にしてください。

《一の住宅に複数の被保険者がいる場合の住宅改修の費用》

一の住宅に複数の被保険者が居住する場合においては、住宅改修費の支給限度額の管理は被保険者ごとで行われるため、被保険者ごとに住宅改修費の支給申請を行うことが可能ですが。

ただし、一の住宅において同時に複数の被保険者に係る住宅改修が行われた場合には、当該住宅改修のうち、各被保険者に有意な範囲を特定し、その範囲が重複しないように申請を行ってください。

したがって、例えば被保険者が2人いる場合において、各自の専用の居室の床材の変更を同時に行なったときは、各自が自らの居室に係る住宅改修費の支給申請を行うことは可能ですが、共有の居室において床材の変更を行なったときは、いずれか一方のみが支給申請を行うことになります。